

「広報よこはま港北区版の編集・デザイン等業務委託（令和7年度～令和9年度）」 受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 港北区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱第8条の4の規定に基づき、「広報よこはま港北区版の編集・デザイン等業務委託」をプロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（審議事項）

第2条 本プロポーザルの実施及び特定等に関する審査は、港北区第2入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「区業者選定委員会」という。）において実施し、審議事項は次のとおりとする。

（1）プロポーザル方式の実施に関する審査

- ア 広報よこはま港北区版の編集・デザイン等業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）の設置及び委員の選定
- イ プロポーザルの評価方法の決定
- ウ プロポーザルの提案資格の決定
- エ プロポーザル提案書の審査
- オ その他必要と認める事項

（2）受託候補者の特定に関する審査

- ア 評価委員会による評価結果の審査
- イ 受託候補者の特定
- ウ 評価結果の通知
- エ その他必要と認める事項

（プロポーザル評価委員会の設置）

第3条 前条に規定する評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- （1）提案書の評価
- （2）ヒアリング及びその評価
- （3）評価の集計及び報告

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 港北区総務課長

副委員長 港北区高齢・障害支援課長

委員 港北区こども家庭支援課学校連携・こども担当課長、港北区区政推進課まちづくり調整担当係長、港北区地域振興課区民施設担当係長、港北区福祉保健課健康づくり係長

3 委員長に事故等があったとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会に欠席した委員がいた場合は、その委員を除いて集計を行う。

- 5 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 6 委員長は、評価結果を区業者選定委員会に報告するものとする。

(提案資格)

第4条 本プロポーザルへの提案資格は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザル参加意向申出書の提出日において、有資格者名簿に登載され、登録種目として1位に「印刷物企画デザイン」及び種目内に「コンピュータ業務」を登録し、かつア及びイの条件を満たしている者。
 - ア 所在地区分を「市内」で登録している者。
 - イ 企業規模を「中小企業」で登録している者。
- (2) 直近3年以内に自治体が発行する広報紙（月1回以上・タブロイド版8頁程度・4色刷り）のデザイン編集委託を12か月以上連続して受託又は発注した自治体の規定に基づいて下請けとして再受託した実績のある者。
- (3) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日まで、横浜市指名停止等措置要綱の規定による停止措置を受けていない者。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していない者。

(提案資格確認の通知)

第5条 取扱要綱第11条により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた提案者は、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(提出要請書)

第6条 提案書の提出は、提出要請書により要請するものとし、原則として、次の各号に掲げる事項について明示する。

- (1) 当該業務の概要等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの提案書の作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第7条 提案書は、指定のテキスト及び画像等を基に作成するものとし、広報よこはま港北区版の編集・デザイン等業務委託 提案書作成要領に定めるものとする。

(評価)

第8条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 全体の構成

- (2) 構成要素
 - (3) コミュニケーション能力
 - (4) 指示の遵守
 - (5) 業務実施体制
 - (6) 企業としての取組
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価結果の通知)

第9条 取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により、特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、本市が通知を発送した日の翌日から起算して、区役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき説明を求められたときは、書面により回答する。

附 則

この要領は、令和6年12月13日から施行する。